全国一般神奈川

発行者
全国一般労働組合全国協議会神奈川
横浜市中区翁町 1-5-14
新見翁ビル4F
TEL. FAX.
045-319-4391

しらゆり歯科　原審判決確定、不当労救済の闘いへ!

コロナ禍の今こそ　労働組合が必要とされている。労働者が安全で安心して働ける社会　環境を共に作っていこう！

６月１０日東京高裁８１７号室において、しらゆり歯科懲戒解雇撤回を求めた控訴審の判決が、多くの仲間が傍聴する中で読み上げられました。裁判官は「本件各控訴及び付帯控訴をいずれも棄却する。」と主文をあっという間に読み上げ終了しました。

控訴審の闘いでは、使用者の不当で理由なき懲戒解雇処分は横浜地裁判決で取り消されており、雇用継続が認められるべきであること。さらに使用者が団体交渉開催要求に応じなかったこと、一方的に期日を取り消したりする行為は組合を嫌悪した不当労働行為にあたると控訴理由書で主張し闘ってきました。判決は「棄却する」とし懲戒解雇は撤回されましたが、雇用継続についてはその壁を崩すことはかないませんでした。

判決を受けて今後の闘いについての協議を行いました。この闘いでも地裁に続き懲戒解雇撤回の勝利判決を勝ち取ったこと。原告の頑張り、そして弁護士、多くの仲間の支援を受けて闘って来れたことなどが話され、また組合への不当労働行為については、現在進行中の県労委の闘いへ引き継ぐこととし、そして控訴審判決では不十分と思いつつも、懲戒解雇撤回裁判の闘いは二審をもって終結することを確認しました。

コロナ禍で、使用者から一方的な解雇、雇止め通告がされる等労働者の権利が踏みにじられている状況があります。今こそ労働組合が必要とされています。この間の闘いの成果を活かし労働者が安全で安心して働ける社会、環境を共に作っていきましょう。

2020/9/17 横浜地裁　証人尋問後の方針討議（於　開港記念会館）

スケジュール

●7月14日 20時 事務所
神奈川合同支部会議

●7月15日 16時 県民センター
がくろう神奈川大会

●7月15日 16時 桜木町
FF1500実行委員会

●7月17日 12時 ZOOM
中央本部執行委員会

●7月17日 18時 海老名
エイボン会議

●7月17日 18時30分 立ブ
最賃大幅アップ実行委員会

●7月18日 10時 事務所
機関紙発送作業

●7月18日 14時 寿公園
寿労働相談

●7月21日 16時 藤沢
東横イン会議

●7月21日 19時 事務所
神奈川労働相談センター勉強会

●7月22日 19時 事務所
神奈川県共闘事務局会議

●7月24日 14時 星川
みんなのみらい計画会議

●7月25日 14時 事務所
第10回支部代表者会議+カレーパーティー

●7月26日 19時 事務所
第10回担当者会議

●7月27日 17時30分 横浜西口
JAL横浜西口情宣行動

●7月29日（時間未定 東京
JSS団体交渉

●8月1日 14時 事務所
郵政会議

●8月3日 19時 事務所
第11回執行委員会

最賃引き上げ YO！6・26 FIGHT FOR 1500 デモ行進！
ＨＥＹ！君の時給はいくらだい？

最低賃金を1500円に！

最低賃金ギリギリで働く労働者は「親が倒れたら、介護どうしよう」「生活できない」と訴える。また、街角で解雇争議の宣伝をしていると、アルバイトをしながら専門学校に通っている女子学生ら3人組は、今の1000円ちょっとの時給じゃマスカラ1本買えない、と訴える。

6月26日土曜日の午後、みなとみらい赤レンガ広場に集合したFF1500実のメンバーは、最低賃金を1500円に！等のパネルを持って桜木町までのデモを行った。

デモに対し通行人の若い女性が手を振る。若者が、結婚、出産、育児、教育、親の介護に大きな不安を抱えて生きている現実がひしひしと迫ってくる。

土日で賑わう桜木町、宣伝カーから「ヘイ、君の時給はいくらだい？」とDJ口調で問いかける。沿道でチラシ、ティッシュを配りながらのアピール行動。参加者は神奈川労連、県共闘など80名、自転車で飛び入り参加をする人も現れて好評なアピール行動であった。

最賃闘争は非正規の雇用確保の闘いへと発展せざるを得ない。よって、最低賃金審議会がある7月、8月だけの闘いだけでなく、10月の最低賃金のアップから、雇用確保を保障させる通年の運動へとならざるを得ない局面になっている。（米山）

わたしたちの21春闘　全ての職場で 21 春闘を闘おう！

郵政は 職場問題と絡めて春闘交渉を行っています

郵政では、会社全体に関する賃金や労働条件については南関東支社と、組合員個人に関する問題については、所属郵便局と団交をしています。

【南関東支社】3月26日と4月27日の2回団交を行いました。回答内容は決して満足できるものではありませんでしたが、正社員の賃上げは定期昇給のみ、一時金は年4・3カ月で妥結しました。現在妥結事項に関する協定化を求めて交渉中です。

【小田原東郵便局】3月18日に団交を行い、働き易い職場作りについて要求し、合意しました。春闘後に昇格通知があったことと人事評価問題について、夏季要求の6月24日の団交で交渉し、合意しています。

【都筑郵便局】3月25日に団交を行い、休職解除条件をメインとして労使協議がなされ、合意しました。しかしながら5月7日の復職を巡り、春闘合意を無視する対応を局がしてきたので、現在文書による労使交渉がなされています。今後、必要に応じて都筑郵便局、または南関東支社と、メンタルでの復職の制度について団交をしていきたいと思っています。（清水）

安心して働き続けられる職場環境をつくるために　生活クラブ生協支部

生活クラブ生協支部では、3月11日に、基礎給一律1万8千円、時給労働者の時給一律100円アップなどの春闘要求書を提出。3月23日付、平均2・2％＋一律200円のベア回答を、2回目4月7日の団交でベア＋500円まで引き上げる回答を引き出しました。

しかし、このうちの100円は今年度からの配偶者手当減額分を全体に分配するものであり、実質のベアは400円ということになります。その一方で生協が全車への導入をはかるドライブレコーダーは、1車あたり税込月額4928円とベアの10倍以上であり、全車導入は人件費の増額を大幅に超える固定費増となります。コロナ禍を背景とした供給高の大幅増も、職員の労働条件の向上より、職員の管理強化を優先しようとする、こうした生協の姿勢を、働く者の立場を代表して追及し、安心して働き続けられる環境づくりのために闘いを継続しています。（小畑）